

≪申請箇所付近略図≫

▼ 区長さんは太枠内を記入してください。

≪資材支給基準≫ ※はじめによく読んでください。

※現道施行を原則とし、下記のいずれかに該当する道路。

- ① 1戸以上が利用する認定外道路で、町道以上の道に通じる道路。(幅員2.0m以上)
(戸数は生計を別にする世帯の数)
- ② 通学路として町の教育委員会が認めた道路。
- ③ 公共施設に通じる道路。
- ④ 町指定文化財史跡等に通じる道路。
- ⑤ 両方が町道以上の道に通じ、生活上利便性の高い道路。(幅員2.0m以上)

≪支給資材≫

- ・生コン ・砕石
- ・その他《道路用コンクリート製品（U字溝・U字溝蓋・コンクリート管等）杭等》

※現年度予算内での支給のため、希望に添えないことがあります。